

美作市情報公開条例第12条第1項に基づく諮問について(答申)

平成24年11月28日

美作市長 安 東 美 孝 様

美作市情報公開・個人情報保護審査会

会長 判 野 裕 作

平成24年9月13日付美作ク建第67号に係る下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第2号

「森林開発に対する地元関係者の意見」(対象となった公文書は10通存するが、以下10通併せて「本件公文書」という。)の公開請求に対し、部分公開とした決定(美作ク建第65号)に対する、個人A<原文実名>(以下「異議申立人」という。)がした異議申立てについての諮問

(別紙)

第1 当審査会の結論

- 1 美作ク建第65号に係る部分公開決定のうち、本件公文書中の地区の名称及び区長の氏名を公開しないとした部分は、いずれも不当である。
- 2 美作ク建第65号に係る部分公開決定のうち、第1項に係る部分以外の部分は、妥当である。

第2 異議申立て及び審査の経緯

1 異議申立人からの公文書公開請求

異議申立人は、平成24年8月9日、美作市長に対し、美作市情報公開条例(平成17年美作市条例第10号、以下、単に「条例」という。)第6条第1項に基づき、「美作市河内地籍等で計画された林地開発について、地元区長等から徴された意見書」について、公文書公開請求をした。

2 部分公開決定

上記1の公開請求に対し、美作市長は、請求のあった公文書を、本件公文書と特定した。

そして、美作市長は、平成24年8月21日、本件公文書の一部について、条例第9条第2号に該当するとして非公開とし、その余の部分を公開するとの部分公開決定(美作ク建第65号)を行った。

また、美作市長は、異議申立人に対し、当該部分公開決定を通知した。

3 異議申立て

上記2の部分公開決定に関し、異議申立人は、美作市長に対し、平成24年9月3日、部分公開決定によって非開示とされた部分の全部について、公開することを求める異議申立てを行った。

これを受け、美作市長は、平成24年9月13日、条例第12条第1項に基づき、当審査会に対し、諮問第2号に係る諮問を行った(美作ク建第67号)。

4 理由説明書の提出

美作市長は、当審査会に対し、平成24年10月2日、美作市情報公開・個人情報保護審査会運営要領(以下「運営要領」という。)第3条第1項に基づき、部分公開決定についての理由説明書を提出した(美作ク建第79号)。また、当審査会は、異議申立人に対し、運営要領第3条第2項に基づき、理由説明書の写しを送付した。

5 意見書の提出

異議申立人は、当審査会に対し、平成24年10月23日、運営要領第4条第1項に基づき、「理由説明書に対する意見について」という表題の下、上記4の理由説明書に対する意見書を提出した。また、当審査会は、美作市長に対し、運営要領第4条第2項に基づき、意見書の写しを送付した。

6 審査会の開催

当審査会は、平成24年11月6日、平成24年度第2回美作市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、諮問第2号について協議を行った。

第3 申立人の主張の概要

美作市長は、本件公文書のうち非公開とした部分について、条例第9条第2号所定の個人情報に該当するとの理由で非公開としている。

しかし、区長の氏名や団体の代表者名は個人情報に該当するかもしれないが、意見を提出している地区や公の団体の名称は、個人情報には該当しない。

第4 美作市長の主張の概要

区長及び団体代表者の氏名は、条例第9条第2号所定の個人情報に該当する。

また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号かつこ書で「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」と定められていること、及び、個人識別性の判断に際して対象とな

る集団の規模が重要な考慮要素となり、集団の構成員がごく少数の場合には他の情報と照合することにより個人が識別される可能性が高くなることを踏まえると、地区名を美作市民が有する「〇〇地区の区長は△△氏である。」という情報と照合することにより、その地区の区長個人を容易に識別することができる。

よって、地区及び団体の名称も、条例第9条第2号所定の個人情報に該当する。

第5 当審査会の判断

1 地区の名称及び区長の氏名の条例第9条該当性

(1) 判断基準

本件で、区長の氏名それ自体のみに着目した場合、区長の氏名は常に個人情報に該当するようにも思われる。

しかし、最判平成15年11月11日は、

「法人その他の団体の従業員が職務として行った行為に関する情報は、…原則として同号にいう『個人に関する情報』に含まれるというべきである。」としつつも、

「本件条例においては、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての非公開事由が規定されているものと解するのが相当である。」「そして、このような情報には、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報のほか、その他の者の行為に関する情報であっても、権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報が含まれると解するのが相当である。」

として、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、個人情報ではなく法人等情報該当性の問題として、非公開情報か否かを判断すべきとした。

また、同判例が出された直後に出された、最判平成15年11月21日、

及び最判平成15年12月18日も、同旨の判断を行った。

これらの判例に照らせば、地区の名称及び区長の氏名の条例第9条該当性判断に当たっては、専ら条例第9条第2号(個人情報)に該当するか否かを検討することは相当ではなく、本件公文書に記載されている情報が法人等の行為そのものと評価されるか否かを検討し、法人等の行為そのものと評価される場合には条例第9条第3号(法人等情報)に該当するか否かを検討するのが相当である。

以下、本件公文書に記載されている情報が法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報か否かを検討した上で、条例第9条第2号または第3号に該当するか否かを検討する。

(2) 本件公文書に記載されている情報が法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報か否か

ア 本件の地区が「法人等」に該当するか

条例第9条第3号は、「法人(国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。)その他の団体」を「法人等」と定義している。「その他の団体」には、いわゆる「権利能力なき社団」も含まれていると解される。その例示としては、自治会、商店会、消費者団体、PTA、青年団、婦人会等が考えられる。

本件で問題とされている地区は、いずれも自治会であり、条例第9条第3号の「法人等」に該当する。

イ 「森林開発に対する意見」について

⑦ 「森林開発に対する意見」が徴された経緯

当審査会に急きょ出席させた美作クリーンセンター建設室長の説明によると、次の事実が認められる。

- ① 同人が林地開発に係る協議のために岡山県美作県民局を訪ねた際、概要説明書別記様式2号では「森林開発に対する地元関係者の意見」と

なっており意見書までの徴収義務は無いように思われるが徴収すべきかどうか岡山県の担当者に確認したところ出来れば徴収しておいた方が良いとの助言を受けたため、美作市長が「森林開発に対する地元関係者の意見」を記載した文書を徴することとなったこと。

② 美作市クリーンセンター建設室は、各地区での意見徴収のために各地区の住民に集まってもらうようなことはしていないが、建設事業の実施に伴い森林開発が行われることは、クリーンセンター建設工事に関する説明会やクリーンセンター便り等でも説明し、周知を図っていたこと。

③ クリーンセンター建設工事に関して、いままでに各地区で役員会や住民会が開かれ、意見交換や検討会が行われたと聞いているが、「森林開発に対する意見」がそれらの集会における住民等の意見を集約したものであるか、それとも区長個人としての意見であるかどうかは定かではないこと。

上記①ないし③の事実を総合することや、「森林開発に対する地元関係者の意見」の内容を見れば地区全体の意を汲み取ったものと推察され、区長個人としての意見であると断じることには、無理があると言わざるを得ない。

① 「森林開発に対する意見」の記載内容

本件公文書のうち、「森林開発に対する意見」について、当審査会で原本を確認した。

その結果、本件公文書のうち、「森林開発に対する意見」の名義人は、いずれも「〇〇区長△△」，「〇〇区長・利害関係者の会会長△△」のように、区長の氏名の前に区長である旨の肩書が付されたものであること、及び、地区名は印刷されたものではなく、手書きで書き加えられたものであることが認められる。

② 小括

これらのことから、「森林開発に対する意見」はいずれも、区長個人としての意見として捉えるのではなく、地区等の代表者としての意見であると捉える方が自然である。

したがって、「森林開発に対する意見」はいずれも、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報が記載されているといえることができる。

ウ 資料 1 について

本件公文書のうち、資料 1 の美作ク建第 9 6 号文書について、当審査会で原本を確認した。

その結果、同文書は「〇〇地区要望について」という表題が付されており、名宛人が「〇〇区長 △△殿」とされ、専らある特定の地区に対する美作市長の要望が記載されていることが認められる。

これらのことから、資料 1 の文書は、美作市長が法人等である特定の地区に宛てた文書であり、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報が記載されているといえることができる。

エ 資料 2 について

本件公文書のうち、資料 2 の「造成工事等の工事説明会について」という表題の文書について、当審査会で原本を確認した。

その結果、同文書の名義人は「〇〇区長・利害関係者の会会長△△」のように、区長の氏名の前に区長である旨の肩書が付されたものであること、及び、同文書で当該区長が美作市長に対し、当該地区の住民全戸に説明資料を配布するよう求めたことが認められる。

これらのことから、資料 2 の文書は、ある地区の区長が、区長個人としての意見ではなく当該地区の代表者として意見を述べたものであると評価することができる。

したがって、資料２の文書は、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報が記載されているといえることができる。

オ 資料３について

本件公文書のうち、資料３の「造成工事等の工事説明会について(回答)」という表題の文書について、当審査会で原本を確認した。

その結果、資料３は、名宛人が「〇〇区長・利害関係者の会会長△△殿」とされ、その記載内容は専ら、上記のとおり法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報が記載されている資料２の質問事項に対する美作市長の回答が記載されていることが認められる。

これらのことから、資料３の文書は、資料２の文書と同様に、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報が記載されているといえることができる。

カ 資料４について

本件公文書のうち、資料４の「造成工事等の工事説明会について(追加回答)」という表題の文書について、当審査会で原本を確認した。

その結果、資料４は、名宛人が「〇〇区長・利害関係者の会会長△△殿」とされ、その記載内容は専ら、資料３と同様、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報が記載されている資料２の質問事項に対する美作市長の回答が記載されていることが認められる。

これらのことから、資料４の文書は、資料２及び３の文書と同様に、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報が記載されているといえることができる。

キ 資料５について

本件公文書のうち、資料５の「美作クリーンセンター造成等工事工事説明会の開催について」という表題の文書について、当審査会で原本を確認した。

その結果、資料５は、名宛人が「〇〇区長 △△殿」とされ、その記載内容は、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報が記載されている資料２に対応して、開催される工事説明会の日時及び場所を通知するものであることが認められる。

これらのことから、資料５の文書は、資料２の文書と同様に、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報が記載されているといえることができる。

ク 小括

以上から、後述する個人の印章による印影を除き、本件公文書１０通に記載されている情報はいずれも、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報である。

よって、本件公文書については、後述する個人の印章による印影を除き、いずれも条例第９条第２号(個人情報)該当性は問題とならず、条例第９条第３号(法人等情報)を検討すべきである。

(3) 条例第９条第３号(法人等情報)該当性

条例第９条第３号によれば、法人等情報であって「公開することにより、当該法人等…の競争上の地位その他正当な利害を害すると認められるもの」は非公開とすることができるところ、「競争上の地位その他正当な利害を害すると認められるもの」とは、

- (1) 生産技術、販売、営業等に関する情報で、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えると認められるもの
- (2) 経営方針、経理、人事、労務管理等事業活動を行う上での内部管理に関する情報で、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営に不利益を与えると認められるもの
- (3) その他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的

信用，社会的評価，社会的活動の自由等に支障があると認められるものを指すと解される。

しかし，本件公文書を公開することにより，ある地区が森林開発に対して賛成しているか反対しているかといった情報が公になったとしても，当該地区に競争上不利益を与えることにはならない。また，当該情報は当該地区の内部管理に関する情報ではなく，当該情報を公開したとしても当該地区の名誉，社会的信用，社会的評価，社会的活動の自由等に支障があるとは認められない。

よって，後述する個人の印章による印影を除き，本件公文書はいずれも条例第9条第3号(法人等情報)に該当しないから，公開しないとした美作市長の決定は，いずれも不当である。

2 区長個人の印影の個人情報該当性

当審査会で原本を確認したところ，本件公文書のうち，「森林開発に対する意見」については，区長の氏名が記載されている右横部に，区長個人の印章による印影が存在していた。

こうした個人の印章による印影は，条例第9条第2号本文の「個人に関する情報…であって，特定の個人を識別することができる」と認められるものに該当する。

また，個人の印章による印影について，条例第9条第2号ただし書ア，イ，及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。そして，本件公文書はいずれも，法令により作成が義務付けられているものではないから，条例第9条第2号ただし書ウの「法令等の規定による許可，免許，届出等の際に実施機関が作成し，又は取得した情報」にも該当しない。

よって，本件公文書のうち，「森林開発に対する意見」中に存する，区長個人の印章による印影は，条例第9条第2号本文に該当し，同条号ただし書のい

ずれにも該当しないから、公開しないとした美作市長の決定は、妥当である。

3 まとめ

以上から、当審査会は、

- ① 部分公開決定のうち、本件公文書中の地区の名称及び区長の氏名を公開しないとした部分は、いずれも不当である。
- ② 部分公開決定のうち、区長個人の印章による印影を公開しないとした部分は、妥当である。

と判断し、第1記載のと通りの結論に至った。

以 上

平成 24 年 5 月 14 日

美作市長 安東美孝 殿

区長

美作クリーンセンター整備事業に伴う森林開発に対する意見については、下記のとおりです。

記

1. 法面の崩壊や濁水の発生抑制に気をつけ森林開発を行ってもらいたい。

以 上



平成 24 年 5 月 14 日

美作市長 安東美孝 殿

区長

美作クリーンセンター整備事業に伴う森林開発に対する意見については、下記のとおりです。

記

1. 法面の崩壊や濁水の発生抑制に気をつけ森林開発を行ってもらいたい。また、景観にも気をつけていただきたい。なお、ごみ処理施設の建設には反対である。

以 上



平成 24 年 5 月 17 日

美作市長 安東美孝 殿



美作クリーンセンター整備事業に伴う森林開発に対する意見については、下記のとおりです。

記

1. 濁水の発生抑制に気をつけ用水路などへの流入により支障がおきないように配慮していただき森林開発を行ってほしい。

以 上



平成 24 年 5 月 14 日

美作市長 安東美孝 殿

美作クリーンセンター整備事業担当

美作クリーンセンター整備事業に伴う森林開発に対する意見については、下記のとおりです。

記

1. 法面の崩壊や濁水の発生抑制に気をつけ森林開発を行ってほしい。

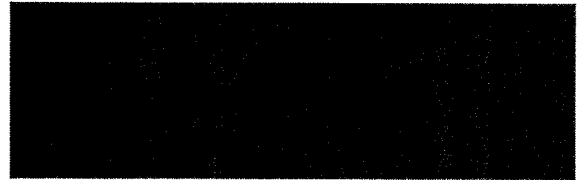
以 上



市 長	副市長	部 長	課 長	回 議	担 当
				  	
	水本 誠二				

平成24年6月28日

美 作 市 長 殿



林地開発に対する地元住民としての意見（反対）の提出について

対：美作ク建第21号(平成24. 5. 15)

今次工事面積のおよそ5割は■■■■地籍であります。私はその区長として、また「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の定めによる利害関係者の■■■■としての反対意見を下記のとおり提出します。

なお、美作市が開発目的とするクリーンセンター建設計画を進めるについて、建設同意を求め、要望事項などの協議について協力要請した地域、さらには本件開発について意見を求める地域として来た地元4地域(美作市河内区、同杉原区、同矢田区及び勝央町豊久田地区のうちの大畑地域)の内、河内区(工事面積の約5割該当区)及び大畑地区(美作市買収面積・1,789㎡)については、建設に反対である旨の文書を美作市に提出してきたところであります。然るに美作市では、説得努力をしないのみか、区長から要請があれば説明会を行なうなどと回答してきたにもかかわらず、要求してもこれに応じようとしないまま、一方的に計画を進めたことは下記二の1に記載の通りであります。また生活環境影響調査を終えたあと提出した「環境保全の見地からの意見」の多くは、環境、とりわけ優れた自然環境と生活環境の破壊につながりかねないとして反対との意見が多く見られました(平成24年2月28日、岡山県知事及び環境大臣へ提出済みであるが、実に250人から環境や森林開発関係を含む505件もの意見書の提出があった)。

そしていくら要求しても林地開発を含む事業自体の行政説明を美作市が拒んでいる現状においては、■■■■区長及び利害関係者の■■■■として、地域内住民の意見を集約して責任のある意見の提出をすることは、困難でもあります。反対している■■■■区との協議等は一時的保留との美作市長からの文書通告(資料1)の次第もあり、このままでは将来的にもリスクが大きいと考えられることから、本件林地開発に対する意見は、反対であります。また、同趣旨で勝央町豊久田の大畑地区も反対であります。

おって、行政側の説明がされないままでは、6月末までに提出したいとしていた意見書の提出は遅れる旨市に伝えてはみたものの、諸般の状況と大局的な見地から、■■■■地域としては臨時総会をもって検討した結果、不本意ながらも業者説明に臨むこととしました。しかし行政サイドからの情報不足で不十分な意見になることは承知の上、ここに提出させていただきますので、その点斟酌願います。

以下、反対理由の主要点等について、下記の通り述べさせていただきます。



記

一 環境に及ぼす影響視点からの意見

- 1 森林は実に様々な機能を有しているところ、特に地球の温暖化等が問題化してからは、その機能の大きさと価値が再認識されるとともに、私達の良好な生活環境の確保や維持は勿論のこと、さらには向上を図る観点からも、単なる所有者の財産ではなく、公益的な役割を担う公共財でもあることから、森林法等による保護なり乱開発の防止策が講じられてきたことと認識する。

今回美作市がそのごみ焼却について、国策や岡山県の広域化による環境への負荷の削減や経費の削減の方針に反して、あえて広域から脱会し、経費負担の増大懸念は勿論、環境負荷の大きい小規模ごみ焼却施設等の設置に踏み切ったこと自体の妥当性と、それ以前の正当性についても問われなければならないと考える。

今回の林地開発の目的は、林業活動や森林の育成・活性化によるものではなく、ごみ焼却関係施設の設置を目的としたものである。美作市が開発目的とするごみ施設は、1.063トン/h・16時間焼却と小規模かつ間欠運転であることから、排出されるダイオキシン類濃度や助燃費による環境負荷は、経費問題や建設による総合的な環境負荷もさりながら、大規模施設とは比べ物にならないレベルで、生活環境に悪影響を及ぼすことは明らかである（例えばダイオキシン類を例にとり、4トン以上/hの焼却規模施設と当市とを比べてみると、規制値において50倍、平成21年度の調査実績において、市町村設置のもので14倍、業者設置のものでは実に52倍もの差が出ている）。

- 2 現地は、自然のどかな優れた生活環境であることから、至近距離に位置する大畑地区には、以前からの居住者が5軒であるところ、次々と新居を構えた方が現れ、今ではその軒数も5軒にまで及んでいる（その内の7軒は、焼却施設の設置には反対である）。

また、同様の思いから、近隣のすくすく村に居住されることになった家が15軒あるが、その全所帯・全員がこぞって建設反対署名者である。

日本のダイオキシン類の耐用基準は、国際基準の最高値であり、複合環境汚染が生活を脅かそうとしている今日、国の基準値以下であるからさも心配がないような説明を市が行ってきているが、清流にしか住めないアユや岩魚は、一寸した環境汚染でも住めなくなる、生存が脅かされてしまうという実態を、考えていただきたい（意見書で何名かの方が述べているように、喘息の方が、求めて生活環境の優れたこの地に移住されてきていることも考えていただきたい）。即ち、環境への影響は、景観の域を越えて、各人各様により深刻であるということである。

最近では、ブナ林が枯れるという事象に対して、環境、とりわけ大気汚染が原因との見解が定説化しつつあるように見受けられることも、看過できないことである。

さらに、そうした自然あふれる緑環境の中に施設が設置され、それが自宅から至近距離だけに目触りになる家屋が、河内では5棟、大畑では10棟にも及び、今までの景観が緑あふれる景観であっただけに、これを著しく傷付けることは明らかである（施設は同じでも、ビルや工業施設と並存するのとでは、全く違って見えるということ）。

- 3 現計画地での最終処分場は、施設そのものからの浸出水のほかに、近年選択されだした平地での設置ではなく、谷あいには設置されることから、山の傾斜地ではより集積されることになる雨水処理にも配慮を要することになる。即ちその雨水は、木々は勿論、施設山肌に蓄積されているダイオキシン類などの有害物質を多く含むことは、昨年の放射能汚染で明らかになったように、平地設置による場合に比べて多いことは自明のことである。雨水の集積面積の広さだけではなく、さらに計画地は複雑地形であることから、大気の澱みなどによる高濃度降下も想定されるところである。

そして、計画地は梶並側の上流に位置し、その下流およそ8キロ辺りには、旧美作町上水の取水口がある。美作市長が本件特別委員会等で述べているように、もしもの時には美作市全体に被害は及ぶのである。その場合には、即計測が可能な放射能とは違い、20万円～40万円程度といわれている測定経費の問題や、その計測判明期間の長さや困難さ、さらに除去方策がないことから、問題が生じ発見されたとしても解決困難に陥ることは、国土交通省の『低質ダイオキシン類対策の基本的考え方』（平成19年3月）に記載されているとおりで、「効率的・経済的な処理方法も確立されていない」ことから回復困難であり、農業用水への永久的な影響も含めて、こうした地勢でのごみ焼却施設等関係の開発行為は、問題が多すぎると考える（66年もの歴史を有する放射能であっても、今日見られるような混乱振りであり、歴史の浅いダイオキシン類については、不分明な点が多く、関係文言も断定的でないことから、より慎重であるべきである）。

- 4 昨年の原発事故による森林の放射能汚染について、平成23年9月4日付山陽新聞が伝えているように、「放射性物質は木の葉に付着しやすく、葉が落ちて出来る腐葉土に蓄積される傾向がある」、そして「森林の除染は事実上不可能」とも報じている。しかし事故による汚染は一過性のものであるが、焼却施設からの有害物質等の排出は、長期に亘って継続されるものであり、中でも最終処分場に廃棄されたものは、該当地域としては半永久的なリスクを背負うことになるのである。

しかも美作市では、現地での最終処分場の有効体積は約5万 m^3 とし、特別委員会等で美作市長が述べているように、一期のみならず三期まで計画想定し、その根元だけは造ると明言しているのである（平成23年8月19日、特別委員会）。

環境省の交付金制度の中では、リスク管理の面から最終処分場の規模を15年として規制しているが、美作市ではこれを三期まで想定し、人口比からして3～4倍もの広大な土地を買収し、具体的な説明も理解要請も欠いたままに開発計画しているのである。こうした開発計画は、到底認めることは出来ない。

- 5 森林伐採により、今まで強風、とりわけ広戸風を和らげてきた機能が減殺されることは必定である。そして、今回の開発計画は、伐採後に植樹するというものではないことから、原状回復が見込めない伐採で、その影響は永久的に続くものである。

特に斜面の現況から、山肌を駆け巡る広戸風の風力が増大し、大畑地区や施設に面する河内の一部地域に、今まで以上の被害をもたらす可能性が高くなると思われる。

また、複雑地形であることから、竜巻など発生した時の被害も、伐採により増大すること大いに懸念される。

- 6 伐採されることにより、森林が持つ強雨時のクッション機能が減殺され、異常気象をもたらす強雨時災害リスクが想定される。

また、計画地の近くには、パイプによる農業用水の取り入れ口があるが、河内川の水量の激増等によるにごり水の微粒土等によるパイプ詰りも懸念される。

- 7 伐採されることにより、山林が持つ水の浄化作用が失われてしまい、雨水は勿論、焼却施設から排出され、人工壁面等に積もっていた有害物質等がダイレクトに流れ出すことになる。そして、下流域の綺麗な水だからこそ育ってきた、例えば蛍などの生息環境を壊す恐れがある。

- 8 計画地付近は、急傾斜、がけ崩れの恐れがある地域にも近く、開発によりこれらへの影響がないか不安である（山は、全体のバランスの上に崩壊などせずに立っており、人工的に一部でも崩すと、そのバランスに影響すると考えるので心配である）。

二 林地開発に関する美作市の取り運びに対する意見

- 1 林地開発についての住民説明をせずに、また林地開発制度についての認識が不十分なままに、工期の関係からだとして拙速に意見を求めるなど、林地開発制度の重要性の認識が不足しており、こうした認識に基づく開発行為には危惧の念を持たざるを得ない。

その経過と実態は次のとおりであり、 等が求めてきた住民説明会等の要求文書は、資料2のとおりである。

また美作市が、当初(平成24.4.26)意見を求めた際は、当然記入されているべき数値等が記載されていない岡山県の「林地開発制度について」の該当部分のコピーの手交があったのみである。

かかるような情報提供姿勢で意見を求められても、他区はどうであれ、 としては無責任な意見提出の要請には応じられないとしてこの提出を保留した。なお、本件開発については、美作県民局長との連絡調整が行なわれること、及び昭和49年2月27日の森林法の一部改正時における衆議院農林水産委員会の付帯決議の情報等が得られたことから、5月1日には美作県民局に赴き、本件に限ったことではないが、このような杜撰な取り運び方では到底意見の出しようもなく、工事計画自体にも不安を覚えるので現状では反対である旨関係部署に伝えるとともに、連絡調整の際には、法の精神や付

帯決議を踏まえた対応をされるよう要請した。

その後、県民局からの指導もあってか、美作市から半月も経過した5月15日には、ようやく数値等記入の要請文書の手交があった。なお、同文書には意見の提出期限がなかったので指摘するとともに、林地開発の重要性に鑑み、区としてはまず美作市による行政説明会の開催を要求し、その説明会は農繁期を避けることや、美作市の行政説明と業者の工事説明との間に区の臨時総会を持ちたいので、相当の日数を要する旨説明した。それに対して、市側からその日程については別途調整するとの姿勢が示されたので、役員にもその旨伝えた。

- 2 このことに関連しては、平成24年5月2日及び同年5月21日には文書を持参し、美作市、即ち行政側の説明責任をまず果たされるよう要望し続けて来たが、林地開発の重要性に対する認識の違いからか、応じられなかった。

- 3 そうした中、区としては6月2日に造成工事関係を含む臨時総会を計画したことから、その充実を図る観点から5月28日付文書（資料2）で、5項目に渡る資料等の事前提供を要請した。それに対する回答は5月30日にあったが杜撰なものであり指摘した結果、6月1日に追加回答が示されたが、要求した資料の事前配布については全く触れられていないほか、勝央町豊久田にも及ぶ工事であるにもかかわらず、杉原・河内地内工事として回答するなどの杜撰さも目立ち、真摯なものではなかった。

また、工事計画面積の地区ごとの面積を示すよう要求し、これを明らかにすると口頭約束がされていたにもかかわらず、これもまま見受けられて来たことであるが無視し反故した内容であった（およそ5割を超えとの感触は得られた）。

なお、意見を提出するについて最も危惧されることは、前述の5月28日区長等からの文書の記の4に記載して要求した本件関係法令等についての回答（美作ク建第29号及び同34号）内容である。こうした認識の程度で進められる美作市の林地開発である点、関係機関にあつては掌握の上ことに臨まれるよう要望のこととする。

一連の回答文書は、資料の3及び4のとおりである。

- 4 そうした中、美作市では、上記1の後段に記載のとおり、日程については調整し決定するとしてきたにもかかわらず、6月1日付文書で一方的に美作市も交えた工事説明会を6月5日に実施すると決定通知してきた。（資料5）

一方、他の地域には前日の5月31日、請負業者作成の工事説明会開催のチラシが配布されていたが、区にはなぜか配布されず、その理由を説明会の場で質しているが、回答がなく、しかもいまだに明らかされていない。

- 5 説明会開催の連絡文書には、美作市を交えた説明会と記載されてはいたが、市長も副市長も出席しない業者説明会であり、区として求めてきた美作市の行政側の説明がなかったため、行政の説明責任を果たされるよう引き続いて要求するとともに、このままでは林地開発に対する意見書の提出も、約束の6月末より遅れる旨口頭で伝えざるを

得なかった。

なんとならば、業者説明そのものは、工事そのものの内容や工事に伴う騒音防止などといった地元配慮等分野についての説明であり、そもそも林地開発とはいかなるものなのか、また今次造成工事によって、周辺環境にどのような影響があるのかという森林法を初めとする関係法令上の説明は、事業主体の美作市の、即ち行政側の説明を待たなければかなわないことは自明のことであるからである。

なお、説明会で業者から6月中旬から伐採を開始するとの説明があったので、美作市に対して『林地開発に伴う美作県民局長との連絡調整を終えていない中で、伐採が出来ないのではないかと質したのに対し、担当部長から『林地開発と伐採は別であり、伐採は4月に届けてあり受理されているので行なう』との回答があった。しかし本件伐採は、林業活動ではなく開発目的によるものである以上、林地開発の届出と連絡調整が整うまでは、伐採できないと考えるので誤った回答と思料する（他府県例では、そのことを明文化しているところもあるし、関係法令の趣旨等からして当然と考える）。

- 6 上記に関連して、美作市では、勝央町長宛に「伐採及び伐採後の造林届書」（平成24.4.24）を提出しているが、同書の3の（3）の施設用地は無記名で届けられている。
- 7 上記届書を受理した勝央町は、「同受理通知書」を勝央産建第180-1及び2（平成24年4月26日）により美作市長宛に発しているが、同書の記の「伐採跡地の用途」には「施設用地」とだけなぜか記載されているが、これを記載するに至った根拠は前記のことから不明である。

また、それら関係文書の写しは、関係通達に従い、勝央産建第197号（平成24年5月2日）により、美作県民局長宛にも送付されている。

さらには、私見ではあるが、伐採後用地が転用される場合は、その施設名が明らかになる程度記載されてしかるべきかと考える。なんとならば、森林法第10条の2第1項の3号の規定が設けられている趣旨からして、開発により転用される施設内容等は受理するサイドからすれば、重要な事項と考えるからである。

- 8 森林法第10条の2の適用除外規定により、美作市の今次開発計画は許可制が適用にならないが、今まで述べてきたとおり、何も本件に限ったことではないが、余りにも杜撰で、かつ住民軽視の姿勢で計画が進められてきているのが実態である。本来の許可制であれば、相当数の同意（三分の二以上の同意）が求められているという、重い案件であることに対する知見と認識が不十分であると思われる。

美作市の取り運び方は、本件に関する国会の付帯決議や岡山県の指導通達等に著しく反し、開発に対する認識不足等が目立つことから、森林法等の精神は勿論、本件制度の趣旨を守らなければならないという市民・国民、さらには万物がこの地球環境に住まわせていただいているという視点に由来する義務に照らしても、そこに居住し、意見を述べる機会を付与されている地区民としては、到底許容致しかねるところである。

資料 /

美作ク建第96号

平成24年3月21日

殿

美作市長 安東 美孝

地区要望について

平素は、美作市政全般の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

美作クリーンセンター整備事業の実施に伴う、地元周辺地区の要望について、全体をまとめて協議していた、美作クリーンセンター環境協議会の解散に伴い、現在中断している要望事項への協議と回答について、今後は各地区と実施させて頂くことになります。

美作市としましては事業実施に伴う地元からの要望について、施設整備を実施することを前提にして周辺地区との協議を行い、その後は各要望についての実施計画を立てるとともに、覚書や公害防止協定書の締結をして事業を進める所存でございます。

地区におかれましては、ごみ処理施設建設同意書の無効通告と返却要請および、施設建設工事の発注中断を意見具申するなどから、現計画への反対と白紙撤回を表明しているものと推察いたしております。このような状況のまま、現在頂いている要望事項についての協議を進めていくことは困難なため、協議および回答を一時保留させて頂きたいと思っております。

美作市の場合には現有ごみ焼却施設の老朽化が激しく、維持管理や修繕対策に大変苦慮しており、一刻も早く新施設を整備することが急務でもあり、まずは地元の意向確認として地区総意の同意を頂きました。また、整備の実施に際しては地元要望にも対応してきました。

以前から申し上げているとおり、周辺住民の安全安心を最優先に環境に配慮した施設の建設や、適正な運転管理に努めることは勿論のこと、地元の要望もお聞きしながら事業を進めて参ります。

つきましては、美作クリーンセンターを現計画で建設することを前提とした協議について、 地区内で今一度ご論議頂きますようお願い致します。

資料2

平成24年5月28日

美作市長

安 東 美 孝 殿

造成工事等の工事説明会について

件名の説明会については、農繁期を避けることは当然のこととして、周知期間として10日程度の余裕を持って決定されるとともに、下記事項についても説明方用意願います。

なお、本件開催を当初から文書をも含めて強く要求してきた[]区については、説明資料は勿論のこと、下記による資料も含めて全戸配布し、事前検討するなどして内容のある説明会に致したいと考えるので、20部（[]地区利害関係者分を含む）を区長まで届けていただきますよう願います。

おって、土木工事関係の各種指針等に基づく『施行業者による地域説明や周知、融和』については、説明責任上の行政説明とは違い、施行業者に対する質問や要望をお願いするというものと心がけており、それにつきましては受注業者と協議することになっていますので、念のため申し添えます。

記

- 1 工事計画地域を詳細図面で明示するとともに、同図面には、勝央町との境界線及び河内・杉原・矢田・小畑の地籍境界線も明示すること。
その図面において、現段階における各施設（搬入道路、管理道路、調整池などの付帯的な施設も含む）のレイアウトを重ねて表示すること。
- 2 前記の工事計画面積を明らかにするとともに、地籍ごとの面積及び工事計画面積に占める割合をも明らかにすること。
- 3 河内・杉原等地域で計画中のクリーンセンターに関し、「一般廃棄物処理施設建設事業」名として、平成24年5月末（購入計画予定を含む）までに取得した総面積を明らかにするとともに、各地籍ごとの割合も明らかにすること。
- 4 本件造成工事を行なうことに関して、美作市および市議会が必要と認識している関係法令等名とその根拠条文等を一覧表などで明らかにするとともに、その認識に基づいてとった措置や発注仕様内容に反映させた事項（議会関係にあつては協議した年月日と事項）を明らかにすること。
- 5 工事着手前に、[]区長として[]地籍内の現状と現地における計画内容について詳細を把握しておくべきと考えるので、別途日程調整の上、案内説明を願いたい。
なお、希望参加者についてもこれを認められたい。

資料

美作ク建第29号
平成24年 5月30日



殿

美作市長 安東 美孝



造成工事等の工事説明会について（回答）

新緑の候、貴職におかれましては益々ご清祥のことと存じます。また、美作市政推進につきましてお力添えに御礼申し上げます。

平成24年5月28日に提出されました標記の件に伴う質問事項について別紙のとおり回答いたします。

ご査収のうえ、よろしくお願い致します。

造成工事等の工事説明会について（回答）

Q 1 工事計画区域を詳細図面で明示するとともに、同図面には、勝央町との境界線及び河内・杉原・矢田・小畑の地籍境界線も明示すること。

その図面において、現段階における各施設（搬入道路、管理道路、調整池などの付帯的な施設も含む）のレイアウトを重ねて明示すること。

A 1 開催を予定しております美作クリーンセンター造成等工事の説明会にて工事区域等図面のなかで、ご用意できる範囲にて対応させていただきます。

Q 2 前記の工事計画面積を明らかにするとともに、地籍ごとの面積及び工事計画面積に占める割合をも明らかにすること。

A 2 全体の工事計画面積（全開発区域面積）は、120,326 m²でございます。

Q 3 河内・杉原等地域で計画中のクリーンセンターに関し、「一般廃棄物処理施設建設事業」名として、平成24年5月末（購入計画予定を含む）までに取得した総面積を明らかにするとともに、各地籍ごとの割合も明らかにすること。

A 3 全体での総取得面積は、152,280.13 m²でございます。

Q 4 本件造成工事を行うことに関して、美作市及び市議会が必要と認識している関係法令等名とその根拠条文等を一覧表などで明らかにするとともに、その認識に基づいてとった措置や発注仕様書内容に反映させた事項（議会関係にあっては協議した年月日と事項）を明らかにすること。

A 4 森林法（林地開発行為、森林伐採）、土壌汚染対策法でございます。

Q 5 工事着手前に、河内区長として河内地籍内の現状と現地における計画内容について詳細を把握しておくべきと考えるので、別途日程調整の上、案内説明を願いたい。なお、希望参加者についてもこれを認められたい。

A 5 平成24年5月29日の調整協議により、墳丘墓の案件と認識致しましたが、この件につきましては、担当部局に要望の旨を伝えたいと思います。

資料 4

美作ク建第34号
平成24年 6月 1日



美作市長 安 東 美 孝



造成工事等の工事説明会について（追加回答）

新緑の候、貴職におかれましては益々ご清祥のことと存じます。また、美作市政推進につきましてお力添えに御礼申し上げます。

平成24年5月28日に提出されました、標記の件に伴う質問事項について別紙のとおり追加回答いたします。

ご査収のうえ、よろしくお願い致します。

造成工事等の工事説明会について（追加回答）

Q 行政における事前工事説明会の開催要請について

A 平成24年5月15日美作ク建第20・21号にての回答のとおりでございます。

Q 資料の事前配布と周知期間について

A 美作クリーンセンター整備事業の全体的な遂行を鑑みましても、農繁期の開催、周知から開催までの期間がわずかな点等は重々承知しておりますが、ご理解頂きたく願います。

Q2 前記の工事計画面積を明らかにするとともに、地籍ごとの面積及び工事計画面積に占める割合をも明らかにすること。

A2 地区ごとの面積につきましては、回答の必要がないと判断致しました。なお、工事請負契約書等には施工箇所を「美作市 杉原・河内 地内」と明示してございます。

Q3 河内・杉原等地域で計画中のクリーンセンターに関し、「一般廃棄物処理施設建設事業」名として、平成24年5月末（購入計画予定を含む）までに取得した総面積を明らかにするとともに、各地籍ごとの割合も明らかにすること。

A3 地区ごとの面積につきましては、回答の必要がないと判断致しました。なお、工事請負契約書等には施工箇所を「美作市 杉原・河内 地内」と明示してございます。

Q4 本件造成工事を行うことに関して、美作市及び市議会が必要と認識している関係法令等名とその根拠条文等を一覧表などで明らかにするとともに、その認識に基づいてとった措置や発注仕様書内容に反映させた事項（議会関係にあっては協議した年月日と事項）を明らかにすること。

A4 設計準拠図書等につきましては、別紙のとおりでございます。

1-4 設計準拠図書

番号	名 称	発 行 所 名 (発行年月日)
1	道路構造令の解説と運用	日 本 道 路 協 会 (H16. 2)
2	建設省土木構造物標準設計 第1巻・第2巻及び解説書	全日本建設技術協会 (H12. 9)
3	道路土工—擁壁工指針	日 本 道 路 協 会 (H11. 3)
4	道路土工—排水工指針	日 本 道 路 協 会 (S62. 6)
5	道路土工要綱	日 本 道 路 協 会 (H2. 8)
6	道路土工—のり面工・斜面安定工指針	日 本 道 路 協 会 (H11. 3)
7	舗装設計施工工指針	日 本 道 路 協 会 (H18. 2)
8	舗装設計便覧	日 本 道 路 協 会 (H18. 2)
9	土木工事設計マニュアル	岡山県建設技術センター (H20. 4)
10	新土木工事積算大系の解説	経済調査会 (H16. 12)
11	林地開発技術基準	
12	防災調節池等技術基準 (案) 解説と設計実例	日 本 河 川 協 会

資料5

美作ク建第35号
平成24年 6月 1日

殿

美作市長 安東 美孝



美作クリーンセンター造成等工事
工事説明会の開催について

新緑の候、貴職におかれましては益々ご清祥のことと存じます。また、美作市政推進につきましてお力添えに御礼申し上げます。

さて、予てから日程調整等をご相談させて頂いておりました、工事説明会ですが、農繁期にてお忙しい時期とは存じております。また、お知らせから開催までの日数がわずかな点も重々承知しております。

しかしながら、美作市としては美作クリーンセンター整備事業の全体的な遂行を鑑みましても、上記説明会の開催は必要不可欠なものと判断しましたので、下記のとおり、施工業者を交えて開催させて頂くことと決定したことをお知らせいたします。

記

日 時 平成24年6月5日（火） 午後7：00～

場 所 勝田市民センター（勝田総合支所）